

○国土交通省告示第 号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第五条の十二第一項第四号の規定に基づき、公共下水道等の施設の安全性の評価及び当該評価の結果に応じた措置を次のように定める。

令和八年十二月 日

国土交通大臣 井林 辰憲

公共下水道等の施設の安全性の評価及び当該評価の結果に応じた措置を定める件

（公共下水道等の施設の安全性の評価）

第一条 下水道法施行令第五条の十二第一項第四号の規定による公共下水道等の施設の安全性の評価は、安全性の評価の結果に基づき、次の表の下欄に掲げるところにより、診断保留、健全度Ⅳ（緊急措置段階）、健全度Ⅲ（早期措置段階）、健全度Ⅱ（要監視段階）、健全度Ⅰ（健全）に区分して、行うものとする。

安全性の評価の結果の区分	安全性の評価の結果
診断保留	技術上やむを得ず十分に点検を実施することができない等により 明確な安全性の評価が困難な状態と認められるもの

健全度Ⅳ （緊急措置段階）	構造物の安全性が低下している又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態と認められるもの
健全度Ⅲ （早期措置段階）	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態と認められるもの
健全度Ⅱ （要監視段階）	構造物の安全性が低下していないものの、損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが把握されており、当該異状の進行等を監視する必要があるとともに、修繕等の措置を講ずることが望ましい状態と認められるもの
健全度Ⅰ （健全）	構造物の安全性が低下していない状態と認められるもの

（安全性の評価の結果に応じた措置）

第二条 下水道法施行令第五条の十二第一項第四号の規定による措置は、同項第三号に規定する特に

重点的に点検すべき排水施設で国土交通省令で定めるものについて、次の表の上欄に掲げる安全性の評価の結果の区分に従い、同表の下欄に定めるところにより行うものとする。

診断保留（前条の表の上欄に規定する「診断保留」をいう。）	一 明確な安全性の評価を行うため、速やかに、新技術等の利用等、点検方法の高度化を検討して実施すること。 二 前号の点検方法の高度化により明確な安全性の評価を行うまでの間、道路陥没等を防ぐため、継続的な巡視や空洞調査等により当該排水施設の状態の変化の把握に努めるとともに、必要に応じて地盤改良等を実施すること。 三 第一号の点検方法の高度化を実施しても明確な安全性の評価が困難な排水施設にあつては、下水の流量を適切に調節することができるよう、下水を迂回させることができる管渠を設置すること、当該排水施設の上流に貯留施設又は堰を設置することその他の必要な改築を実施すること。
健全度Ⅳ（緊急措置段階）	緊急に改築を実施し、健全度Ⅰ（健全）（前条の表の上欄に規定

（前条の表の上欄に規定する「健全度Ⅳ（緊急措置段階）」をいう。）	する「健全度Ⅰ（健全）」をいう。以下この表において同じ。）の状態にすること。ただし、緊急の改築が困難な場合は、改築を実施するまでの間、道路陥没等を防ぐための地盤改良等を実施すること。
健全度Ⅲ（早期措置段階）（前条の表の上欄に規定する「健全度Ⅲ（早期措置段階）」をいう。）	損傷、腐食その他の劣化その他の異状の進行を抑えるために必要な応急措置を実施した上で、詳細な点検の頻度を増やし、改築を行うべき時期を適切に判断し、計画的に改築等の措置を講ずること。
健全度Ⅱ（要監視段階）（前条の表の上欄に規定する「健全度Ⅱ（要監視段階）」をいう。）	損傷、腐食その他の劣化その他の異状の進行を抑えるために必要な応急措置を実施した上で、計画的に詳細な点検を実施すること。
健全度Ⅰ（健全）	引き続き計画的に点検を実施すること。

[

附 則

この告示は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日（令和九年一月十二日）から施行する。